

笑顔あふれる元気な改新
第2期(令和4年度～8年度)
地域コミュニティプラン
〔地域振興計画書〕



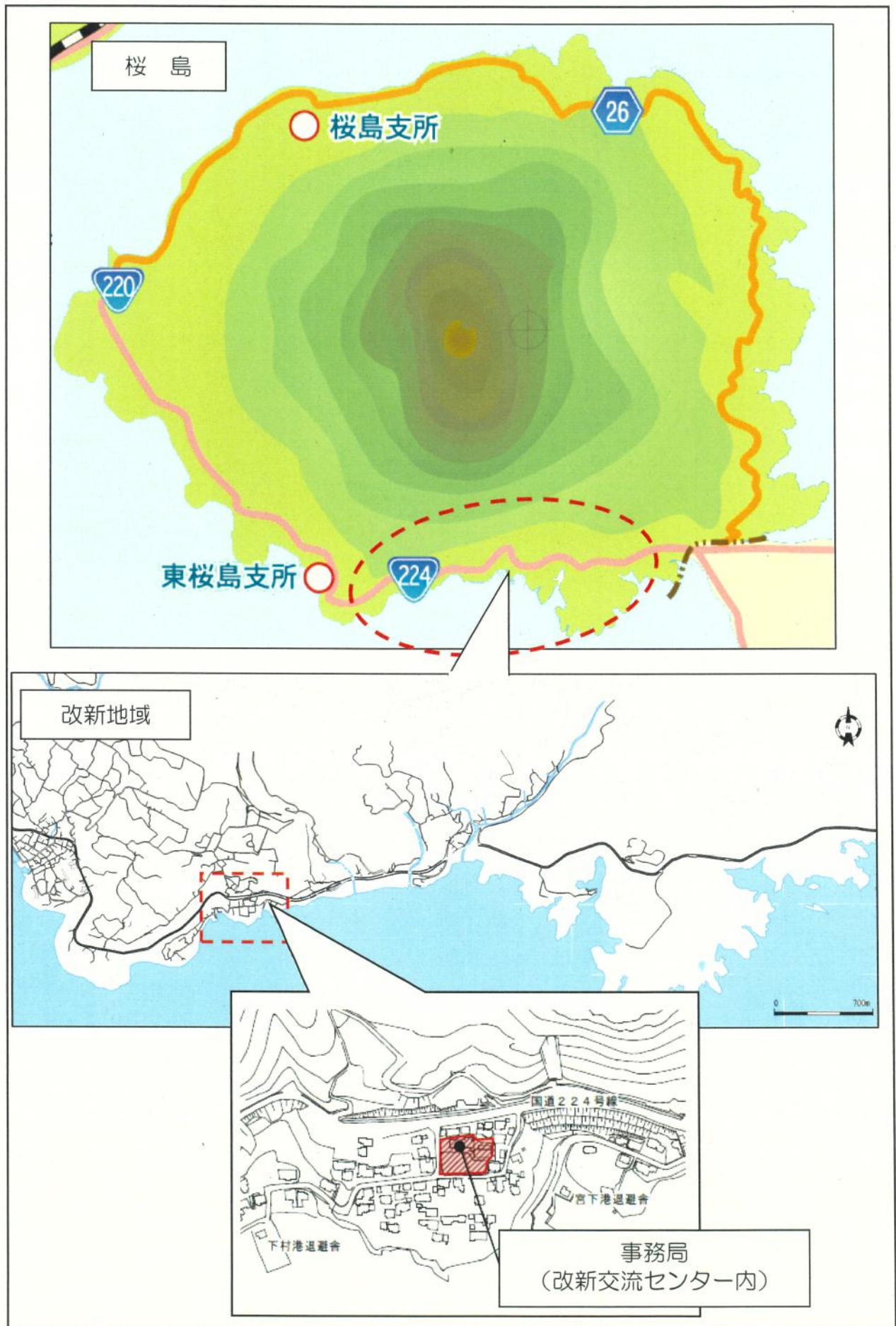
令和4年3月31日

改新地域コミュニティ協議会

『目次』

I	改新地域の位置	・・・	P 1
II	コミュニティプラン策定について	・・・	P 2
III	改新地域の特色ある風景・史跡・文化芸能等	・・・	P 3
IV	改新地域コミュニティ協議会の目標	・・・	P 8
V	改新地域コミュニティ協議会の組織	・・・	P 8
VI	改新地域コミュニティ協議会の運営方針等	・・・	P 9
VII	改新地域コミュニティプラン	・・・	P11
1	計画の期間	・・・	P11
2	地域の現状	・・・	P11
3	地域の課題	・・・	P15
4	活動の体系図	・・・	P16
5	コミュニティプラン策定委員会・作業計画	・・・	P17
6	改新地域コミュニティプラン	・・・	P18
VIII	資料編	・・・	P21

I 改新地域の位置



Ⅱ コミュニティプラン策定について

1 プラン策定の趣旨

改新地域コミュニティ協議会は、町内会をはじめ地域内の様々な団体が連携し、「住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い 笑顔あふれる元気な改新」を目標に、第1期コミュニティプランを策定して、元気いっぱい地域活動に取り組んできた。

5年を経過して、地域資源の活用や地域課題の解決に向けた取組をさらに充実したものにするために、第1期プランの実施の成果と課題を振り返り検証し、第2期プランを策定することにした。

2 第1期の成果と課題

(1) 第1期プランで取り組んだ重点事業

- ① 重点事業として、「林芙美子忌の集い」「改新夏祭り」「改新地域大運動会」「ふれあい会食」「初日を拝む地域住民の集い」がある。

(2) 第1期の成果と課題

- ① 「林芙美子忌の集い」では、ふるさとの偉人に学び、絆を深めることができた。地元中学生が合唱や研究発表に取り組み、地域の方々に大変喜ばれた。
- ② 「改新夏祭り」では、帰省した地元出身者も参加し、ふるさとに生きる喜びや楽しみを分かち合うことができた。
- ③ 「改新地域大運動会」では、地元出身の方々にも声をかけあい、共に健康増進に努め、ふれあいを深めることができた。
- ④ 毎月1回「ふれあい会食」を開催し、食事を共にしながら、楽しく語り合ったり、学びあったりすることができた。
- ⑤ 「花いっぱい運動」「コミュニティビジネス」の取り組みが十分でなかった。

3 第2期プラン策定における基本的な考え方

- (1) 改新地域の抱える課題に応えるコミュニティプランにする。
- (2) コミュニティ協議会の活動と町内会活動との連携をさらに密にしていく。
- (3) 桜ヶ丘公園を改新コミュ協で管理し、住民の憩いの場・ふれあいの場とする。
- (4) 改新地域の抱えている実態に即した実践的な防災研修会を開催する。
- (5) 文章は簡潔に、写真を多く、見やすいプランの策定に努める。

Ⅲ 改新地域の特色ある風景・史跡・文化芸能等

〔活火山桜島〕

活火山と共に生きる
噴火災害を克服し、
自然の恵みを楽しむ

〔地形〕

地域の大半が安永溶岩、大正溶岩
昭和溶岩に覆われている
天然の温泉が豊かである

〔町内会の特色〕 73世帯 109人 高齢化率は68.8%

・古里町内会・・・63世帯 97人 高齢化率は66.0%

・有村町内会・・・10世帯 12人 高齢化率は91.7%

○ 高齢化が進んでいるので、住民同士のつながりや助け合いが求められる。

(住民基本台帳人口 令和3年4月1日現在)

〔学校：旧鹿児島市立改新小学校〕

・開校 1892年(明治25年12月3日)

・休校 1997年(平成9年4月1日)

・廃校 2014年(平成26年4月1日)

・児童生徒数 (令和3年4月1日現在)

小学生 0名

中学生 2名 (東桜島中学校へ登校)

・施設(学校施設の活用)

〔産業〕

主な産業は農業で

・桜島小みかん

・ピワ

・サヤエンドウ

宿泊業

・ホテル 2軒

・民泊 1軒

〔主な行政機関〕

・鹿児島市役所桜島支所
東桜島総務市民課

・桜島税務課東桜島税務係

・中央消防署桜島東分遣隊

・東桜島農林事務所

・鹿児島市東桜島公民館

・高齢者福祉センター東桜島

・東桜島保育園

〔観光施設等〕

・寺社……七社神社、若宮神社、火の神社

・観光名所 「ふるさと公園」

「林芙美子文学碑」

「有村海岸」足湯堀り

「有村溶岩展望所」

・宿泊施設 「桜島シーサイドホテル」

「さくらじまホテル」

「ゲストハウス ulala ふるさと」

・噴火記念供養碑「改新交流センター」横等

〔交通機関〕

地域の幹線道である国道224号線が通る。交通機関として民間バスが運行。

桜島フェリーは、桜島港と鹿児島港を約15分で結ぶ。24時間運行。

〔改新地域の風景〕



古里西の風景



改新交流センター



特産物びわ畑



七社神社



地域スローガン



宮下港



古里東町の風景



古里公園・林芙美子文学碑



林芙美子像（幼少時代）



林芙美子文学碑



避難壕



古里温泉郷



若宮神社



第二古里川



有村海岸



有村溶岩展望所

【改新地域コミュニティ協議会の活動の様子】①



初日を拝む地域住民の集い



初日を拝む地域住民の集い



林芙美子忌の集い



林芙美子忌の集い



改新地域大運動会



改新地域大運動会

【改新地域コミュニティ協議会の活動の様子】②



改新地域大運動会



山桜種蒔き後の交流会



改新夏祭り抽選会



改新夏祭り抽選会



ふれあい会食



ふれあい会食

IV 改新地域コミュニティ協議会の目標（スローガン）

**= 住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い
笑顔あふれる元気な改新 =**

『目標（スローガン）の設定理由』

私たち改新（有村町・古里町）地域の住民は、度重なる噴火災害を克服し、逞しく生き抜きました。桜島の青く澄んだ海や照りつける太陽に、自然の恵みを享受しながら、心豊かに歩んでまいりました。

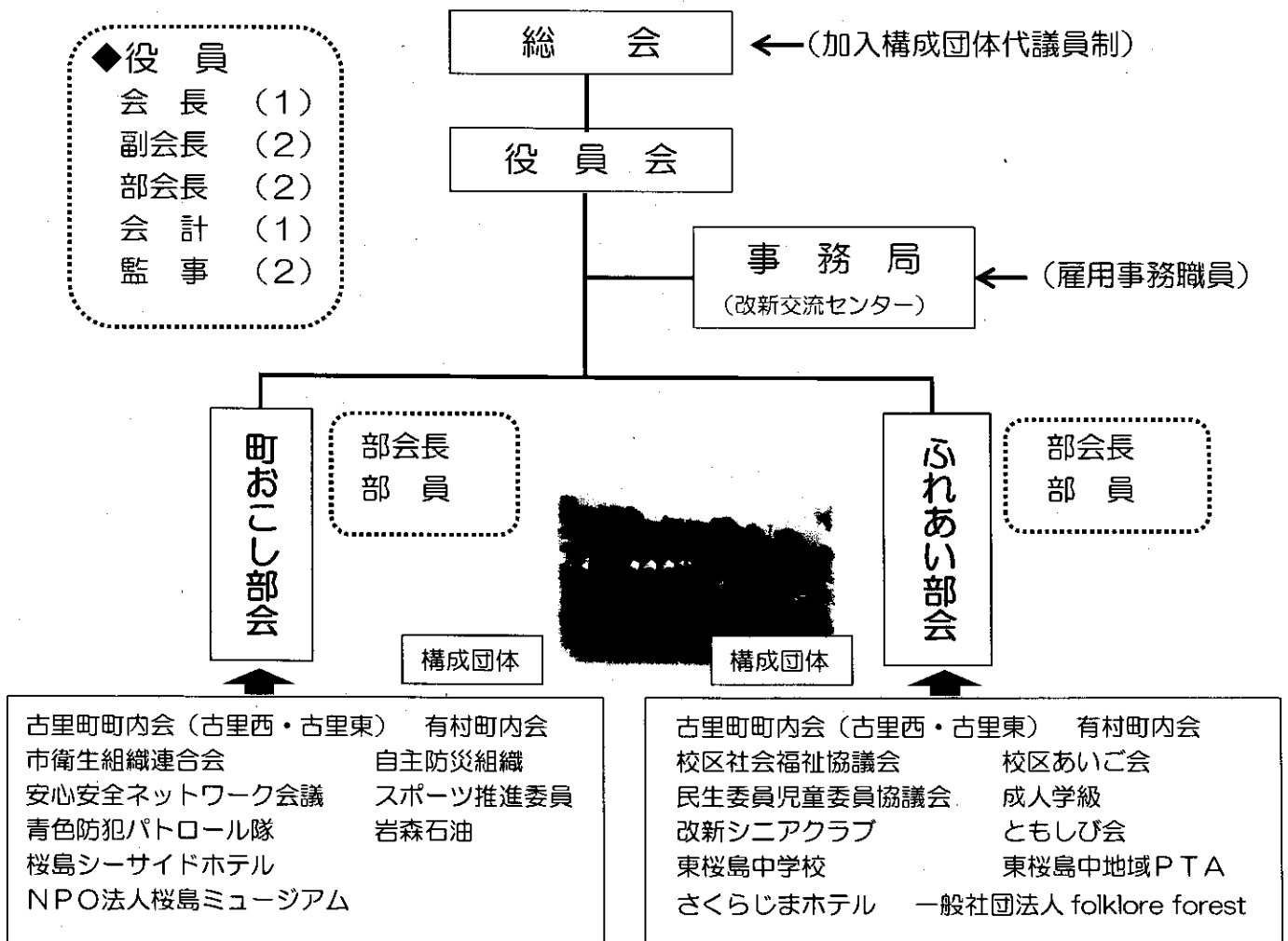
私たちは、先人が「汗と涙と血」で築き上げてきたふるさとをいつまでも守り続けていかなければなりません。

私たちは、桜島で最初のコミュニティ協議会を立ち上げ、「住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い笑顔あふれる元気な改新」を目指して、一生懸命に地域活動に取り組み、令和3年度で第1期5年間が終了しました。

第1期プランに基づく活動を振り返って第2期プランを策定し、令和4年度から新たな活動を展開することになりました。

目標については、第1期に引き続き「住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い 笑顔あふれる元気な改新」を掲げて前進してまいります。

V 改新地域コミュニティ協議会の組織



VI 改新地域コミュニティ協議会の運営方針等

1 改新地域コミュニティ協議会の運営方針

- 1 地域住民一人ひとりが主役となり、共に助け合い支え合いの心で地域の生活環境の整備を図り、活気あふれる地域づくりを推進する。
- 2 地域住民みんながふるさとの未来に関心を持ち、集落が存続し続けていけるよう明るく住みよい地域づくりに努める。
- 3 みんなで創る地域づくりを基本に、各部会が主体的に企画し、実施に当たっては一人一役及び住民総参加をめざし事業を展開する。
- 4 協議会を組織する構成団体間の連携や協働による事業の推進に努め、地域住民間の「絆や結い」の心が育まれるように努める。
- 5 改新地域の将来像（地域課題や住民の願望）を明確にしたコミュニティプランを策定し、その実現に向け計画の実施に努める。
- 6 地域主体の地域づくりを基本に、行政との緊密な連携のもと協働による事業推進に取り組み目標達成に努める。
- 7 桜島の噴火・爆発による減災をめざす実践的な防災訓練に取り組み、地域住民の大切な「命」を守れるように努める。

2 改新地域コミュニティ協議会 部会の活動方針及び活動内容等

部会	町おこし部会	ふれあい部会
活動方針	<ul style="list-style-type: none">○ 地域の課題解決を目指し、活力に満ちた地域づくりを積極的に推進する。○ まちづくりの基盤である町内会との連携を強化し地域住民の絆を深め共に支え合う気風を高める。	<ul style="list-style-type: none">○ 人、生きがい、地域づくりをめざす学習活動の推進に努める。○ 地域文化の向上を目指す活動及び教養を高める学習活動を推進する。

<p>活動方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域住民の交流の場として各種スポーツ大会を開催し、活気あふれる地域づくりに努める。 ○ 広報活動の充実に努め、情報の共有を図り、地域づくりへの積極的な参加を啓発する。 ○ 桜島の噴火や爆発、地震対策や危険箇所点検等の啓発に努め防災意識を高める。(自主防災組織の充実) ○ 地域環境の浄化と防犯・防火・交通事故防止運動の推進を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 故郷で生きる子ども(宝)の健やかな成長を地域ぐるみで育む気風や実践的な活動を推進する。 ○ 子育てや高齢者・障がい者への支援活動の推進と地域福祉の充実に努め、健康で支え助け合うやさしい地域を目指す。 ○ ふるさとのよき資源である「林芙美子忌の集い」の開催し、地域住民のふれあいを深める。 ○ 東桜島公民館の主催事業への参加を促進し、交流ふれあい活動に努める。
<p>活動内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題調査 ・地域環境美化 ・地域活性化事業の研究 ・スポーツ大会 ・桜島爆発避難対策 ・広報活動 ・安心安全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の推進 ・ふるさと文化の継承 ・青少年の健全育成 ・ふれあいイベント ・福祉活動(高齢者・障がい者等への支援) ・地域公民館との連携
<p>実施事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・桜島爆発避難対策と訓練の実施 ・地域大運動会の開催 ・グラウンドゴルフ大会の開催 ・各種スポーツ大会への参加 ・クリーンアップかごしま美化活動への参加 ・地域内の神社墓地等の清掃 ・花いっぱい運動の推進 ・地域安心安全パトロール活動 ・先進地研修視察 ・コミュニティビジネス研究 ・初日を拝む地域住民のつどい ・コミュニティだよりの発行 ・交通安全、防火運動の展開 ・町おこしの研究 	<ul style="list-style-type: none"> ・林芙美子忌のつどいの開催 ・改新夏祭りの開催 ・成人学級の開設 ・高齢者の見回り、生活支援、相談活動の展開 ・ふれあい会食の実施 ・子どもたちへの声かけと触れ合い活動 ・東桜島公民館との連携 <ul style="list-style-type: none"> 東桜島地域総合文化祭への参加 人権問題研修会への参加 公民館講座への参加 など

Ⅶ 改新地域コミュニティプラン

1 計画の期間 令和4年度～令和8年度

2 地域の現状

(1) 地域人口構造

■ 町内会（古里・有村）「住民基本台帳人口」令和3年4月1日現在

古里町	世帯数	63世帯	人口	97人
有村町	世帯数	10世帯	人口	12人
改新地域	世帯総数	73世帯	総人口	109人

町内会	0～4	5～9	10～14	15～19	20～24	25～29	30～34
古里	—	1	2	2	—	3	2
有村	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	1	2	2	—	3	2
町内会	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～69
古里	1	2	7	3	4	6	12
有村	—	—	—	—	1	—	—
合計	1	2	7	3	5	6	12
町内会	70～74	75～79	80以上	合計		65歳以上	高齢化率%
古里	15	3	34	97		64	66.0
有村	2	—	9	12		11	91.7
合計	17	3	43	109		75	68.8

- 令和3年4月1日の「住民基本台帳」調査の結果は、世帯数73世帯、人口109人、65歳以上の高齢者率は、古里町内会66.0%、有村町内会91.7%、地区全体は68.8%と完全な「限界集落」である。冠婚葬祭など含む共同体としての機能維持が限界にきている状態である。
- 有村地区は、昭和50年～60年にかけて爆発が続く中、噴石が有村集落に被害をもたらし、集団移住を余儀なくされ、ほとんどが、星ヶ峯地区へ引っ越した。その時点で、20数人はふるさとに留まっている。

(2) 地域の歴史と生活環境

① 歴史

古里という地名は江戸期より見え、大隅国大隅郡桜島郷（外城）のうちであった。村高は「旧高旧領」では31石余と記載されている。安永大噴火の噴火によって湧出した温泉はのちに古里温泉となり、湯治客などが多く訪れたという。1887年

(明治20年)に大隅郡が分割され、桜島の区域は北大隅郡のうちとなった。1889年(明治22年)町村制が施行されたのに伴い桜島東部の区域より東桜島村が成立し、それまでの古里村は東桜島村の大字「古里」となった。1914年(大正3年)に発生した大正大噴火によって地内にあった温泉街は大きな被害を受け、旅館1軒、下宿屋1軒が残るのみとなったが、昭和初期までには、下宿屋が9軒となり復興した。

また、1946年(昭和21年)に南岳の東側山腹で発生した噴火による溶岩によって集落の半分が埋没した。1950年(昭和25年)に東桜島村が鹿児島市に編入され、大字古里は鹿児島市の町名「古里町」となった。

有村という地名は室町期より見えたが、脇という地名はまだ見えず江戸時代より見える。室町期は大隅国向島のうちであった。江戸期には大隅国大隅郡桜島郷のうちであった。有村は「天保郷帳」では66石余、「旧高旧領」では31石余、脇は「天保郷帳」では155石余、「旧高旧領」では34石余であった。安永大噴火では地内の上燃ノ頭より黒煙が上がり、大噴火は5日に及び島内の田畑を全滅させるなど甚大な被害を受けた。1887年(明治20年)に大隅郡から北大隅郡に所属が変更となった。1889年(明治22年)町村制が施行されたのに伴い、東桜島の大字「有村」「脇」となった。1914年(大正3年)に発生した大正大噴火によって脇は集落のほぼ全域が、有村は有村温泉などが埋没した。1946年(昭和21年)に南岳の東側山腹で発生した噴火による溶岩によって、集落の半分が埋没した。1950年(昭和25年)に東桜島村が鹿児島市に編入され、大字有村と大字脇は統合し、鹿児島市の町名「有村町」となった。

② 地理・地形

古里町は、桜島の南部に位置し、町域は北方から東方にかけ有村町、西方に東桜島町に接し、南方は鹿児島湾に面している。また、町域の大半が安永溶岩に覆われている。

有村地区のほぼ半分は1914年(大正3年)に発生した大正大噴火の溶岩流が固化して形成された大正溶岩及び昭和期に流出し固化した昭和溶岩に覆われている。また、有村地区は昭和火口に最も近い集落であり、町域の中心部に有村溶岩展望所、有村地区は昭和火口に最も近い集落である。集落を少し下がった所にある有村海岸は、砂浜を少し掘ると温泉がわきだす。

古里・有村地区には、南岳山頂を源とする河川「第一古里川・第二古里川・有村川」があり、火山灰を多く堆積させている。桜島の河川は、水無川とよばれ、水は流れていないが活発な火山活動のため、山体は荒廃し、少ない降雨でも土石流が発生し、下流域まで流出した土砂が住民や人家に被害を及ぼしてきた。

③ 学 校 (旧鹿児島市立改新小学校)

- ・開 校 1892年(明治25年12月 3日)
- ・休 校 1997年(平成 9年 4月 1日)
- ・廃 校 2014年(平成26年 4月 1日)
- ・児童生徒数 (令和3年4月1日現在)
 - 小学生 0名
 - 中学生 2名 (東桜島中学校へ登校)

④ 主な行政機関（すべて隣接地域東桜島町）

- ・ 鹿児島市役所桜島支所
東桜島総務市民課
- ・ 桜島税務課東桜島税務係
- ・ 中央消防署桜島東分遣隊
- ・ 東桜島農林事務所
- ・ 鹿児島市東桜島公民館
- ・ 高齢者福祉センター東桜島
- ・ 東桜島保育園

⑤ 交通機関

地域の幹線道である国道224号線が通り、交通機関として民間バスが桜島港（フェリーターミナル）、垂水間を運行しているが不便を感じている。

自家用車がなければ生活に困難を来している。さらに、高齢化が進む中、移動手段が地域課題の一つである。

『各拠点までの移動時間』

東桜島合同庁舎 5分 東桜島小学校 10分 東桜島中学校 6分
桜島港 15分 鹿児島市内 50分 垂水市街地 20分

⑥ 観光施設等

- ・ 寺 社・・・「七社神社 若宮神社 火の神神社」
- ・ 噴火記念供養碑「改新交流センター横 若宮神社敷地内 有村共同墓地内」
- ・ 観光名所 「古里公園・・・林芙美子文学碑 句碑運動広場 お土産店」
「有村海岸・・・砂浜掘りと温泉噴出」
「有村溶岩展望所・・・昭和火口噴出と溶岩観察遊歩道 句碑 お土産店」
- ・ 宿泊施設 「桜島シーサイドホテル」「さくらじまホテル」
「ゲストハウス ulala ふうさと」

⑦ 産業と生活

桜島は全島が火山の噴出物でできているため、生育には農作物が限られている。桜島小みかん、ビワ、サヤエンドウ等の生産に取り組んでいる。

⑧ 安心・安全と生活

治安の状況は良好である。噴火活動の危険性が常に付きまとう。

⑨ これまでの地域活動

少子高齢化と地域住民の減少に伴い、行事に参加する人も減少し活気がなくなると共に、行事開催自体も困難となってきているのが現状である。そのような中、地域住民一丸となり、現在行っている活動を継続発展させながら取り組み持続可能な地域づくりを進めていかなければならない。

また、主な行事については、島外に居住している出身者への参加啓発も行い、ふうさと意識を高めていきたい。

(3) 地域コミュニティ協議会を構成する団体(22) 団体

(令和4年1月現在)

NO	団体名	代表者	主な活動	備考
1	古里町町内会	岩 森 正	町内会活動	
2	古里東	上 村 幸 治	町内会活動	
3	古里西	平 川 幸 一	町内会活動	
4	有村町内会	竹之下 藤 一	町内会活動	
5	校区社会福祉協議会	岩 森 正	福祉活動	
6	市衛生組織連合会	岩 森 正	地域環境美化	
7	校区あいご会	上 村 幸 治	青少年育成活動	
8	自主防災組織	岩 森 正	防火・消火活動	
9	安心安全ネットワーク会議	有 馬 和 則	地域安全活動	
10	民生委員児童委員協議会	竹 下 昭 子	福祉活動	
11	青色防犯パトロール隊	有 馬 和 則	防犯活動	
12	成人学級	岩 元 益 男	生涯学習	
13	ともしび会	上 村 輝 代	女性団体活動	
14	スポーツ推進員	竹之内 道 明	社会体育の推進	
15	改新シニアクラブ	有 馬 和 則	地域づくり	
16	東桜島中学校	鬼 塚 祥 朗	中学校教育	
17	東桜島中学校PTA	岩 元 益 男	PTA活動	
18	桜島シーサイドホテル	岩 元 幸 義	地域企業	
19	さくらじまホテル	岩 元 徹一郎	地域企業	
20	岩森石油	有 馬 孝 志	地域商店	
21	NPO法人桜島ミュージアム	福 島 大 輔	地域づくり等	
22	一般社団法人 folklore forest	米 藏 雄 大	子ども・若者支援活動	

3 地域の課題

(1) 地域の現状・課題

〔町おこし部会〕

- ① 改新地域は自然が豊かでのんびり暮らせ、地域住民の人柄もよく、住みやすい地域と好評である。
- ② まちづくりの基盤である町内会との連携を強め、地域住民の「絆や結い」の心がはぐくまれる活動を推進している。
- ③ 桜島噴火等の自然災害に対する危機意識を持ち、防災訓練や見廻り活動等を推進している。
- ④ 住民の願いは「笑顔あふれるふれあいの町」「イベントや祭りの活性化」「住民交流の場づくり」等である。

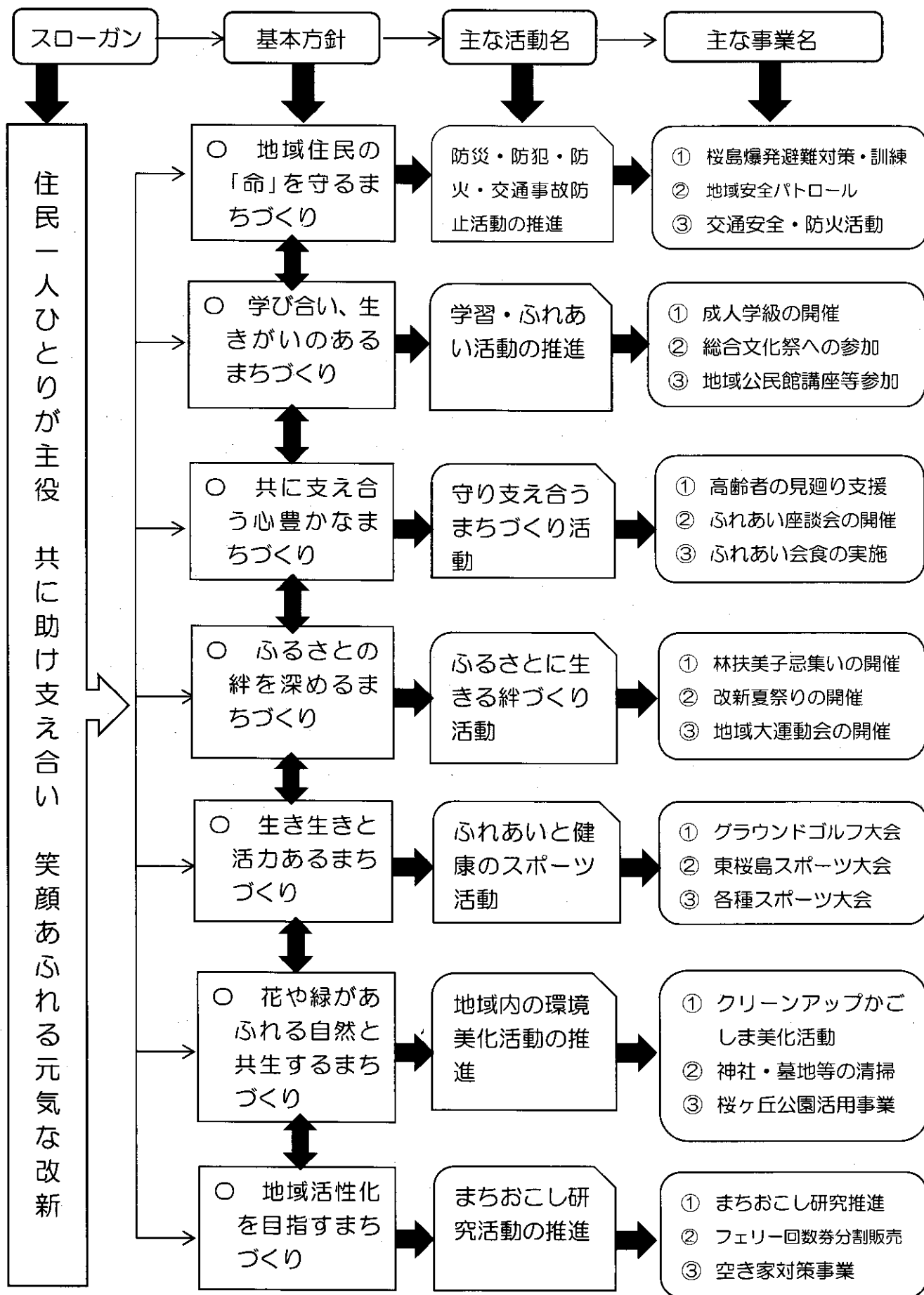
〔ふれあい部会〕

- ① 急速な少子高齢化が進展し、65歳以上の高齢者が68%を超え、限界集落となっている。
- ② ふるさとのよさに気付き、地域住民のふれあい・絆を深める行事や活動を展開している。
- ③ 地域の防災・防犯や高齢者の見回りといった地域福祉など、地域が一体となって取り組んでいかなければならない。
- ④ 住民の願いは「笑顔あふれるふれあいの町」「住民が健康な町」「高齢者の健康見守り」等である。

(2) 地域の重点及び課題目標

- ① 桜島爆発避難対策や地域安全パトロール・防火活動等を通して、地域住民の「命」を守るまちづくりを推進していく。
- ② 高齢者の見廻り支援活動や敬老祝賀会・ふれあい会食等を通して、高齢者の生きがいづくり、ふれあいづくりで優しいまちづくりを推進する。
- ③ 地域運動会や夏祭り・林扶美子忌の集い等を通して、ふるさとの絆を深めるまちづくりを推進する。
- ④ 学ぶことにより、まちづくりへの意欲が高まり、活性化が図られるいきがいのあるまちづくりを推進する。
- ⑤ グラウンドゴルフ大会や各種スポーツ大会等を通して、健康増進と共に地域の交流やふれあい活動を推進する。
- ⑥ クリーンアップかごしま美化活動や花いっぱい運動・桜ヶ丘公園活用推進事業等を通して、花や緑があふれる自然と共生するまちづくりを推進する。

4 活動の体系図



5 コミュニティプラン策定委員会・プラン策定作業計画

(1) コミュニティプラン策定委員会

委員長	岩元 益男	コミュニティ協議会会長(スポーツ推進委員)
委員	岩森 正	コミュニティ協議会副会長(古里町町内会長)
委員	平川 幸一	コミュニティ協議会副会長(古里西町内会長)
委員	上村 幸治	まちおこし部会長(古里東町内会長)
委員	竹下 昭子	ふれあい部会長(民生委員・児童委員)
委員	竹之下藤一	有村町内会長
委員	有馬 和則	改新シニアクラブ会長
委員	米藏 雄大	一般社団法人 folklore forest 代表理事
委員	有馬 孝志	会計(消防分団員)
委員	廉谷 秀徳	監事
委員	上村 輝代	監事(ともしび会代表)
委員	竹之内道明	事務局職員(消防分団員)

(2) コミュニティプラン策定作業計画

①	策定委員会の立ち上げ	
②	第1回策定委員会	令和3年7月4日(日)
③	アンケート調査の開始	令和3年7月～8月
	・アンケート案の検討	
	・アンケートの実施	
	・アンケートの分析	
④	第2回策定委員会	令和3年9月5日(日)
	・アンケートの分析結果の報告	
	・第一次プラン案の検討	
⑤	第3回策定委員会	令和3年11月7日(日)
	・第二次プラン案の提示	
⑥	第4回策定委員会	令和3年12月5日(日)
	・コミュニティプランの策定の決議をする。	
⑦	令和4年2月	印刷作業を依頼する。
⑧	令和4年4月	地域住民等に配布する。

6 改新地域コミュニティプラン（地域振興計画） 「令和4年度～令和8年度：5年間」（案）

まちづくりの目標：「住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い 笑顔あふれる元気な改新」

N01

番号	基本方針	主な活動	事業名	実施組織等	具体的な事業内容	計画スケジュール					新規継続	
						4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
1	○ 地域住民の「命」を守るまちづくり	防災・防火・防犯・防交通事故防止活動の推進	・桜島爆発避難対策と訓練の実施	町おこし部会	市が実施する「桜島爆発総合防災訓練」等に積極的に参加して、地域住民の「命」を守る。	○	○	○	○	○	継続	
			・地域安心安全パトロール活動の推進	町おこし部会	地域内の防犯パトロールを行い、安心・安全のまちづくりを推進する。	○	○	○	○	○	継続	
			・交通安全、防火活動の展開	町おこし部会	交通安全や防火活動を積極的に推進し、地域住民の「命」を守る。	○	○	○	○	○	○	継続
2	○ 学び合い、生きがいのあるまちづくり	学習・ふれあい活動の推進	・成人学級の開催 〈地域公民館との連携〉	ふれあい部会	成人学級を開催し、生きがい、地域づくりを目指す学習活動の推進に努める。	○	○	○	○	○	継続	
			・公民館講座等への参加 〈地域公民館との連携〉	ふれあい部会	公民館講座等に積極的に参加して、学び合い、交流・ふれあいを深める。	○	○	○	○	○	継続	
			・人権問題研修会への参加 〈地域公民館との連携〉	ふれあい部会	「桜島地域人権問題研修会」に積極的に参加し、お互いを大切にし、尊敬しあう生き方を学ぶ。	○	○	○	○	○	継続	
3	○ 共に支え合う心豊かなまちづくり	守り支え合うまちづくり活動	・東桜島総合文化祭への参加 〈地域公民館との連携〉	ふれあい部会	各校区もちまわり開催の「東桜島総合文化祭」に積極的に参加して、学び合い、交流を深める。	○	○	○	○	○	継続	
			・子どもたちへの声かけとふれあい活動	ふれあい部会	ふるさとで生きる子ども達の健やかな成長を地域ぐるみで見守り励まし、ふれあい活動をする。	○	○	○	○	○	継続	
			・高齢者の見廻り、生活支援、相談活動の展開	ふれあい部会	高齢者の見廻り、生活支援、相談活動を積極的に推進し、支え合う優しい地域づくりに努める。	○	○	○	○	○	○	継続
			・初日を拜む地域住民のつどいの開催	町おこし部会	新年を「初日を拜む地域住民のつどい」で祝い合い、新たなスタートをする。	○	○	○	○	○	継続	
			・ふれあい座談会	ふれあい部会	毎月第1日曜日に開催し、守り支え合うふるさとづくりについて自由に懇談する。	○	○	○	○	○	○	新規
			・ふれあい会食	ふれあい部会	毎月1回開催し、食事を共にしながら、楽しく語り合ったり、学び合ったりする。	○	○	○	○	○	○	継続

6 改新地域コミュニティプラン（地域振興計画） 「令和4年度～令和8年度：5年間」（案）

まちづくりの目標：「住民一人ひとりが主役 共に助け支え合い 笑顔あふれる元気な改新」

N03

番号	基本方針	主な活動	事業名	実施組織 部会等	具体的な事業内容	計画スケジュール					新規 継続	
						4年度	5年度	6年度	7年度	8年度		
6	○ 花や緑があふれる自然と共生するまちづくり	地域内の環境美化活動	・クリーンアップかごしま美化活動	町おこし部会	住民総参加で、クリーンアップかごしま美化活動に参加し、地域環境の美化に努める。	○	○	○	○	○	○	継続
			・神社・墓地等の清掃活動			○	○	○	○	○	継続	
			・花いっぱい活動の推進			◇	◇	□	○	○		
7	○ 地域活性化を目指すまちづくり	まちおこし研究	・桜ヶ丘公園活用推進事業	町おこし部会	桜ヶ丘公園を改新コミュニティ協議会で管理し、地域住民の憩いの場・ふれあいの場とする。	◇	□	○	○	○	○	新規
			・コミュニティだよりの発行			○	○	○	○	○	継続	
			・フェリー回数券分割販売			○	○	○	○	○		
7	○ 地域活性化を目指すまちづくり	まちおこし研究	・空き家対策事業	町おこし部会	居住可能な空き家の情報を整理し、居住希望者等の相談に対応する。	◇	◇	□	□	○	○	新規
			・先進地視察と他地域との交流			○	○	○	○	○	継続	
			・コミュニティビジネス研究			◇	◇	□	□	○		
7	○ 地域活性化を目指すまちづくり	まちおこし研究	・改新フットパス研究	町おこし部会	まちおこしのために、「改新フットパス」の研究・実践を行い、他地域の方々をおよびする。	◇	◇	□	○	○	○	継続

Ⅷ 資料編① 改新地域コミュニティ協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、改新地域コミュニティ協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的及び事業)

第2条 協議会は、改新地域（以下「地域」という。）を領域に、身近な課題の解決や地域住民の願望及び地域資源を生かした活動など、地域主体のまちづくりに取り組み、連帯感と活力に満ちあふれた地域づくりに資することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 防災、防犯、交通安全等に関する事。
- (2) 福祉、健康づくり等に関する事。
- (3) 成人学級など生涯学習に関する事。
- (4) 歴史、文化、伝統継承等に関する事。
- (5) 地域住民の交流または連帯に関する事。
- (6) 環境美化、環境保全等に関する事。
- (7) 地域内の団体育成に関する事。
- (8) 地域コミュニティプランの策定に関する事。
- (9) その他地域づくりに関する事。

(地域コミュニティプラン（地域振興計画）の策定)

第3条 協議会は、その事業を実施するにあたり、設立後2年度までに地域における計画的な事業運営を図るための地域コミュニティプラン（以下「プラン」という。）を策定する。

2 プランの計画期間は5年間とし、期間満了の1年度前に次期プランを策定する。

(事務所)

第4条 本会の事務所を改新交流センター内に置く。

(区域)

第5条 本会の区域は、改新地域内とする。

(構成団体)

第6条 協議会は、地域内の地域コミュニティ組織等のほか、地域内に居住する個人及び所在する法人その他の団体（以下「構成団体」という。）で組織する。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会及び部会をもって構成する。

2 協議会に事務所を置く。

第2章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 各部長 2名 (人数は部会数と同じ)
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員を選出)

第9条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事は、会長、副会長及び他の役員を兼ねることはできない。

(役員職務)

第10条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 部長は、各部会の事業を行う。

4 会計は、協議会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

5 監事は、協議会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会種別)

第12条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第13条 総会は、構成団体から選出された代議員をもって構成する。

(総会機能)

第14条 定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関する事。
- (2) 役員選出に関する事。
- (3) 規約の制定及び改廃に関する事。
- (4) 地域コミュニティプランの策定に関する事。
- (5) その他協議会の運営に係る重要な事。

(総会招集)

第15条 総会は、会長が招集する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めるとき及び代議員の3分の1以上から請求があったとき並びに監事から請求があったとき招集する。

(総会議長)

第16条 総会議長は、その総会において、出席した代議員の中から選出する。

(総会定足数)

第17条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ、開会することができない。ただし、他の出席者に委任した者は、出席と見なす。

(総会の議決)

第18条 総会の議事は、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した2名が署名捺印しなければならない。

(総会の傍聴)

第20条 地域内に居住する個人及び所在する法人その他の団体は、総会を傍聴することができる。

第4章 役員会及び部会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、定期的にまたは必要に応じて会長が招集する。

(役員会の機能)

第22条 役員会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集)

第23条 役員会は、会長が必要と認めるとき及び役員の3分の1以上から請求があったとき招集する。

(役員会の議長)

第24条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等及び議決)

第25条 役員会には、第17条及び第18条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と「代議員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

(部会)

第26条 協議会に第2条第2項に規定する事業を行うため、次の部会を置く。

- (1) 町おこし部会
- (2) ふれあい部会

2 部会は、構成団体から選出または協議会が公募した者をもって構成する。

3 部会は、部会長が招集する。

4 部会に部会長を補佐するための副部会長を置く。

5 副部会長は、役員の承諾を得て、部会長が委嘱する。

6 部会員に欠員が生じたときは、前任者の所属団体から後任者を選任する。

(部会の役割)

第27条 部会は、部会に属する地域課題について調査・審議し、本会が決定した事項を推進する。

第5章 会計

(経費)

第28条 協議会の運営に関する経費は、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(会計年度)

第29条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第30条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

1 この規約は、平成27年5月23日から施行する。

2 協議会の設立された日の属する年度の会計年度は、第26条の規定にかかわらず、設立日から平成28年3月31日までとする。

附 則

1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

Ⅷ 資料編② 第2期プラン策定のためのアンケート調査

世帯数:54

回答数:32人

回収率:59.3%

I コミュニティ協議会への関心についておたずねします。

問1 コミュニティ協議会が設立されていることをご存じですか。(〇は1つ)

1 はい 32人	2 いいえ 0人
----------	----------

※ 改新地域は桜島地域で最初にコミュニティ協議会が設立された。地域住民に、コミュニティ協議会の存在が十分に浸透していると考えられる。

問2 事務局だより等での行事の連絡や活動の様子は届いていますか。

1 届いている 29人	2 時々届いている 3人
3 届いていない 0人	

※ 事務局だよりは、毎月地域住民の手元に届き、行事の連絡や活動の報告が丁寧になされていると考えられる。第2期プラン実施においても、広報活動を重視したい。

問3 広報(お知らせ)に関して、よかった点や要望はありませんか。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 毎月の行事や連絡事項がわかり、良いと思います。○ 行事がある度に、事後報告があるので良い。○ 情報不足を補っていただいた。○ 大きな文字で分かりやすくだよりで、とてもよかったと思います。 |
|--|

Ⅱ コミュニティ事業についておたずねします。

問4 よかった行事や心に残った行事に〇印をつけてください。(複数回答可)

1 林芙美子忌の集い	14人	2 改新地域夏祭り	19人
3 改新地域大運動会	19人	4 敬老祝賀会	7人
5 ふれあい会食	5人	6 初日を拝む集い	7人
7 グラウンドゴルフ大会	11人	8 その他	0人

※ 特色ある重点事業として取り組んでいる、改新地域夏祭り、改新地域大運動会、林芙美子忌の集い等が、よかった行事、心に残った行事としてあげられている。引き続き、第2期プランにも取り入れ、実施していきたい。

問5 心に残った行事に関して感想や要望はありませんか。

- 鹿児島実業高校のマーチングバンドがきてくれたことが心に残っている。又、やって欲しい！！
- 林芙美子忌の集い等継続して実施してほしい。
- 改新地域大運動会での賞品が豊富であるからありがたいと思います。
- 改新地域夏祭りの賞品がもっとよくなればと思います。
- 改新地域大運動会や林芙美子忌の集いを廃止してほしい。

問6 今後、協力し合って取り組むことが必要なものは何ですか。(複数回答可)

- | | | | |
|-------------------|-----|---------------|-----|
| 1 コミュ協と町内会の連携 | 21人 | 2 自主防災組織体制の確立 | 5人 |
| 3 住民同士の交流の活性化 | 13人 | 4 高齢者への支援・見守り | 13人 |
| 5 障害のある方やその家庭への支援 | 1人 | | |
| 6 収益に関する事業 | 2人 | | |
| 7 その他 | 0人 | | |

※ 今後、協力し合って取り組むことが必要なことで一番多かったのは、「コミュ協と町内会の連携」である。コミュ協の中核をなす団体は、なんといっても町内会である。「住民同士の交流の活性化」「高齢者への支援・見守り」が13人と多い。第2期プラン実施の中で、重要事項として取り組んでいきたい。

問7 新たに取り組んでほしい事業や行事はありませんか。

この質問についての回答はなかった。

Ⅲ コミュニティ協議会の組織や運営についておたずねします。

問8 総会で事業計画等が話し合われ、内容は知らされていますか。(○は1つ)

- | | |
|-------------|-----|
| 1 そう思う | 16人 |
| 2 ややそう思う | 10人 |
| 3 あまりそう思わない | 0人 |
| 4 そう思わない | 0人 |
| 5 わからない | 1人 |

※ 「そう思う」「ややそう思う」と26人の方が、満足の意を表明している。総会等で事業計画等が話し合われ、内容もよく周知されているものと思われる。第2期プラン実施に当たっても、コミュニティ総会を最重要視して、丁寧に取り組んでいきたい。

問9 事務局の運営はよくできていますか。(〇は1つ)

1 そう思う	23人	2 ややそう思う	5人
3 あまりそう思わない	0人	4 そう思わない	0人
5 わからない	0人		

※「そう思う」「ややそう思う」で28人。事務局の運営に、大方の方が、満足の意を表明している。大変ありがたいことである。

問10 コミュ協の組織や運営について、ご意見はありませんか。

- | |
|--|
| <input type="radio"/> 他の協議会を参考にして、新しい事業を起こしてはどうだろうか。 |
| <input type="radio"/> 行事の報告がきちんとなされているので、とてもいいと思います。 |

IV あなたが一番気がかりなことや不安・要望をお聞かせください。

問11 あなたが一番気がかりなことや不安は何ですか。(複数回答可)

1 自分や家族の健康	14人	2 家族の介護	3人
3 買い物や病院通い	6人	4 近所づきあい	4人
5 経済的なこと	3人	6 心身の障害	1人
7 火山爆発の危険	17人		
8 その他	0人		

※ 一番気がかりなことは、「火山の爆発」を挙げた方が17人と一番多い。改新地域にとって、噴火災害を最小限に抑えることが喫緊の課題である。次に、「自分や家族の健康」をあげた方が14人。高齢化が進む中で、健康問題は、切実な課題である。

問12 みんなで協力できることはないか、ご要望をお聞かせください。

- | |
|----------------------------------|
| <input type="radio"/> 1人暮らしのお手伝い |
|----------------------------------|

V 「こんなことができたら」というアイディアはありませんか。

- | |
|---|
| <input type="radio"/> この項には回答がありませんでした。 |
|---|